

建 築 関 係

1 建築工事

(1) 施工管理 2-1~5

(2) 現場管理 2-5

(3) 工程管理 2-5

(4) 写真管理 2-5

2 委託業務 2-6

1 建築工事

(1) 施工管理

施工管理については、出来形、品質及び出来ばえ等、全体的に適切な施工管理がなされ、一定の水準が確保されていた。

今後も施工管理を進めるにあたっては、設計図書の内容及び標準仕様書等により、具体的な検討を行ったうえで施工計画書を作成し、承諾を受けたあと着工すること。

また、施工については、要求される品質や形状のものが使用されているか、計画に沿って工事が進捗しているか等の確認を行い、出来形、品質の不良が発見された場合は、速やかに適切な処置を行い、その原因を調査研究され、今後の再発防止策をとる必要がある。

このように設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理が適切になされるよう、より一層の努力と工夫を行うこと。

なお、一部の現場においては監督員と現場代理人等の協議が不十分であったことや、工事に関する経験不足等により指示が周知徹底されていなかったことなどが見受けられたので、改善する必要がある。

① 仮設工事

イ 仮囲いを設置する場合は、適切な高さ、位置及び構造のものを設置すると共に工事関係者や近隣住民等にとって安全が確保されたものとする。

ロ 工事看板や建設業許可等の法令で必要な標識は、公衆の見やすい場所に設置すること。

ハ ベンチマーク、遣り方については、一部未設置の現場が見受けられたので、必要な現場においては、工事の大小に関係なく設置すること。

② 土工事

イ 埋め戻し及び盛土の施工において、適正な含水状態での各層300mm程度ごとの締め固めで、各層毎の施工状況及び施工完了写真が不足し、適切な施工状況が確認できない現場が見られたので、注意して施工すること。

ロ 基礎工事などで根切りを行うときは、周囲の状況（水中ポンプ設置、根切り上部余盛、山留めの設置等）、土質に適した工法とし、関係法令等にも充分配慮すること。

③ 地業工事

イ 杭打ち地業において、杭芯ずれの対処は構造計算等による検討により、構造躯体の配筋変更等を監督員と協議のうえ、施工すること。

ロ 床下防湿層のポリエチレンフィルム等の施工においては、重ね合せ及び基礎梁際の折り下がりの長さ（250mm以上）は、特に入念に施工管理すること。

ハ 地盤改良、杭工事等を行った場合は、施工結果が適切であったかの考察を記載した報告書を作成し提出すること。

④ 鉄筋工事、コンクリート工事

イ コンクリート打設に先立ち、監督員の検査を受け、形状、寸法、かぶり厚さを確認すると共に、設備工事との取合いや開口補強等にも充分留意すること。

また、型枠内の雑物を取り除く等の清掃や散水を行い、せき板等を湿潤にするなど、入念な施工を行うこと。

ロ 床版配筋などでは、重ねやかぶり厚さなどを適切に確保すること。

ハ 溶接金網の継手については、1節半以上かつ150mm以上とし、所定のかぶりを確保し、さらに適切に結束すること。

ニ ガス圧接作業においては、特に外観検査を入念に行い、圧接位置、形状について充分留意し、超音波探傷試験等を行い、報告書を提出すること。

ホ コンクリート打設は、施工計画書に基づき打設すること。また、打込み後のコンクリートは散水その他の方法で湿潤に保ち、乾燥することがないようにすることで、堅牢なコンクリート躯体を形成することができるので、施工後の養生には特に留意すること。

ヘ コンクリート表面の型枠セパレーターの孔、気泡、目違い等が放置された箇所が見受けられたので、型枠取外し後、直ちに補修するよう留意すること。

ト 型枠締付金物の頭部処理において、地中梁、壁、天井裏等見え隠れとなる場所の防錆塗装が不十分な箇所が見受けられたので留意すること。

チ 使用する鉄筋の、規格証明書（ミルシート）と製造所を確認するなど品質管理に留意すること。

⑤ 鉄骨工事

イ 中層以上の建物、地下工事においては、鉄骨足場及び安全ネット等を設置し作業中の安全対策に留意すること。

ロ アンカーボルトについては、所定の長さ、径を確認し、鉄骨鉄筋のかぶり等を考慮し入念な施工を行うこと。

ハ 使用する鋼材の、規格証明書（ミルシート）と製造所を確認するなど品質管理に留意すること。

⑥ コンクリートブロック工事

ブロックの種類は、適用箇所に応じたものを使用すること。

⑦ 防水工事

イ シート防水、塗膜防水等は、それぞれの工法に応じた施工計画書を作成し、

承諾後に工事着手し、現場状況に応じた入念な施工を行うこと。

- ロ 使用材料について定めのあるものは、施工面積に対する必要数量を確認し、施工すること。特に塗膜防水の膜厚確保については、材料の使用量管理を入念に行うこと。
- ハ シーリング材の種類及び施工箇所については、被着体に応じたものとし、使用材料の使用期限を確認すること。また、外部に面するシーリング材は、施工前に簡易接着性試験を行い、その報告書を提出すること。

⑧ 石工事、タイル工事

- イ タイル等の割り付け等については、施工図等で充分検討のうえ、埋設、接着不良による浮き、破損、割れないよう、また、面取り部材を適宜用いるなど入念な施工を行うこと。
- ロ 外部のタイル及び屋内の吹抜け部分等のタイル張りは、モルタル等の硬化後、全面にわたり打診確認を行い剥落防止に努めること。

⑨ 木工事

- イ 木工事において工事中に汚損や損傷等の恐れのある場合は、適切な方法で養生を行い、施工すること。
- ロ 材料の樹種、規格、寸法、品質を確認し、工事現場搬入時の材料検査(不合格品排除)を徹底すること。
- ハ 木構造の継ぎ手、仕口は仕様書等に基づき適切に施工すると共に、指定された金物を使用し、基準に適合した構造となるよう施工すること。
- ニ 造作材の化粧面仕上げや釘頭の処理は、細心の注意を払い、材料や部位に相応した工法とすること。
- ホ 木材の耐久性を確保するため、防腐、防蟻及び防虫処理に留意し施工すること。特に直接コンクリートに接する部材については、防腐防蟻剤を予め塗布する必要があるので留意して施工すること。

⑩ 屋根及びとい工事

- イ 屋根葺き材は、施工計画書等により適正な品質確保に努め、また、建築基準法に基づいた風圧力等に対する安全性を確認して施工すること。
- ロ 下葺きのアスファルトルーフィング類は、所定の重ね合わせを確保すること。
- ハ 鋼板製屋根材料の、規格証明書（ミルシート）と製造所を確認するなど品質管理を行うこと。
- ニ とい工事については、とい掴み金物の取付け間隔を確認し、また、下がり止めを規定どおりに取り付けること。

⑪ 金属工事

- イ 使用する部材の J I S 等規格番号、種類、形状、寸法等わかるように、品質管理を行うこと。
- ロ 軽量鉄骨天井下地及び壁下地については、吊りボルト、スタッド等の間隔を確認し、補強用振止めや、溶接した箇所を錆止め等入念な施工を行うこと。

⑫ 左官工事

- イ 左官工事については、特記仕様書や各工法の仕様に基づき入念な施工を行うこと。
- ロ 仕上げ塗材の施工については、それぞれの材料に応じた塗装の工程及び施工面積に対する必要数量を確認し、施工すること。
- ハ 窓枠回り、面台等の仕上げ部分は、クラックや浮きが生じやすいので、入念な施工を行うこと。

⑬ 建具、ガラス工事

- イ 設計図書等を熟読し施工図等の作成や使い勝手等の検討を入念に行い、施工すること。トイレブースの内開きドアについては、衛生器具との干渉等が生じないように施工図をもとに、設備業者とも十分な検討を行い、余裕のある施工を行うこと。
- ロ ガラスの種類、厚さ等については、現場搬入時に確認を行うこと。

⑭ 塗装工事

- イ 設計図書に基づき施工計画書を作成し、施工にあたっては施工面積に対する使用数量を確認し、現場状況に応じた入念な施工を行うこと。
- ロ 各塗装工程の間隔及び養生期間は、材料の種類、気象条件等に応じて定められており、管理を徹底するため、中塗り及び上塗りは、なるべく各工程の色を変えた施工を行うこと。また、塗装材料についても、材料の使用期限を確認すること。

⑮ 内装工事

- イ 設計図書に基づき施工計画書を作成し、施工にあたっては使用材料の種類、規格、厚さ等を見本などで確認し施工すること。
- ロ ビニル床シートは、厚みなどを確認した後、張り付けに先立ち仮敷きを行い、巻きぐせを取り施工すること。

⑯ 外壁改修・外壁補修工事

- イ 特記仕様書や各工法の仕様に基づき施工計画書を作成し、施工にあたっては使用材料の種類、規格、用途に応じて確実に施工すること。また、材料については

製造年月日、使用期限を確認すること。

- ロ 外壁補修工事の補修箇所塗装では、既存壁色を確認し、補修箇所塗装色の色決めは、監督員立ち会いのうえ決定し、既存壁色の近似色で施工すること。

(2) 現場管理

労働基準監督署の指導及び各協会等の安全パトロールの実施により、安全管理・労務管理・環境保安全管理など、全体的には適切な管理がなされてきている。

今後とも、工事規模の大小に関係なく、工事現場内の資材の保管、現場周辺の環境整備を図り、安全教育の徹底など労働安全に関する管理や労働災害及び公衆災害の防止等に努めること。

また、建設事業及び建設業界のイメージアップのためにも、現場作業環境の改善、および作業現場の整理整頓及び美化等をお願いしたい。

(3) 工程管理

工程管理は、工事の円滑な進行や工期内完成を図るための最も重要な要素であるので、工程計画を進めるにあたっては、天候や現場の諸条件を充分考慮すること。

また、工事途中も工程管理及び施工計画等に基づき、常に進捗状況を把握し、余裕を持って工事完成できるよう、円滑な工程管理を行うこと。

特に、年度末完成工事や夏休み期間内完成工事などは、工程毎に関係者と充分協議のうえ、工事期間内に余裕を持って完成できるよう、努力すること。

(4) 写真管理

写真は、工事工種毎の内容及び撮影目的を充分理解し、記録、撮影すること。

全体的には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の『営繕工事写真撮影要領』に基づき撮影され、年々向上しているが、一部には画像が暗い、黒板等判読不可能な写真や、工程写真の撮り忘れ、資格者立会い写真などの未添付等があり、写真管理が不十分な図書もあった。

また、工種別に撮影する作業工程写真は、同じ方向から同一背景を画面に入れて、わかりやすい写真管理を行うこと。完成写真については、外構、外壁、塔屋、屋上、全ての内部各室(各2枚以上)、廊下(各2枚以上)など、施工した全ての箇所が確認できる写真を添付すること。

2 委託業務

業務委託を進めるにあたっては、履行期間内で効率的に業務が完了するよう定期的に進捗状況を管理し、業務委託の円滑な業務遂行に努めること。

- ① 改修工事や増築工事等の設計では、既設部分等を考慮した設計が必要となることから、既存図面を精査し現場調査を入念に複数回実施し、図面内容等は現場状況を反映した設計とすること。
- ② 構造設計を構造設計事務所等に再委託させる場合は、建築士資格を確認するとともに、構造計算書、構造図、意匠図等に食い違いがないよう充分精査し、施工時に設計変更等が生じないように設計すること。
- ③ 設計にあたっては、材料や工法の経済設計に努め、徹底したコスト管理に努めること。
- ④ 施工場所の既設建物、埋設配管等の現場状況を充分把握し、設計時に施設管理者及び設備設計事務所等とも充分協議のうえ、現場状況を反映した設計とすること。
- ⑤ 図面に記載する材料、工法については、可能な限り公共工事の仕様書に規定されている名称を用いること。
- ⑥ 本業務委託に伴い提出する書類については、両面印刷では支障を生ずるもの（写真やメーカー提供の資料等）は除き、可能な限り両面印刷とすること。
- ⑦ 設計にあたって、従前の設計内容にとらわれることなく、良い点は継承し、また改善する点は、調査職員とも協議のうえ、改善すること。